○文部科学省令第十二号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（福利厚生室並びに人事企画官、人事調整官、人事評価調整官、人事企画推進官及び障害者活躍推進官）	（福利厚生室並びに人事企画官、人事調整官、人事評価調整官及び人事企画推進官）
第三条　人事課に、福利厚生室並びに人事企画官二人、人事調整官一人、人事評価調整官一人、人事企画推進官一人及び障害者活躍推進官一人を置く。	**第三条**　人事課に、福利厚生室並びに人事企画官二人、人事調整官一人、人事評価調整官一人及び人事企画推進官一人を置く。
2～7　［略］	2～7　［同上］
8　障害者活躍推進官は、命を受けて、障害者である文部科学省の職員の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な措置に関する専門的事項についての企画及び立案並びに連絡調整に当たる。	［項を加える。］
（国際協力企画室）	（国際協力企画室）
第十条　国際課に、国際協力企画室を置く。	**第十条**　国際課に、国際協力企画室を置く。
2　［略］	2　［同上］
3　国際協力企画室に、室長並びに人物交流専門官及び海外協力官それぞれ一人を置く。	3　国際協力企画室に、室長並びに人物交流専門官、海外協力官及び国際協力調査官それぞれ一人を置く。
4　［略］	4　［同上］
5　海外協力官は、教育に関する国際協力に関する企画及び立案に当たる。	5　海外協力官は、教育に関する国際協力に関する企画及び立案に当たる（国際協力調査官及び開発協力推進専門官の所掌に属するものを除く。）。
［項を削る。］	6　国際協力調査官は、国際協力の実施に関する専門的事項についての調査に当たる（開発協力推進専門官の所掌に属するものを除く。）。
（企画官、教科書調査官及び視学官）	（企画官、教科書調査官及び視学官）
第二十二条　初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十七人及び視学官十二人を置く。	**第二十二条**　初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十七人及び視学官十二人を置く。
2～5　［略］	2～5　［同上］
6　視学官は、命を受けて、初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。	6　視学官は、命を受けて、初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。
7　［略］	7　［同上］
（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び技術者育成振興専門官）	（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官、新分野・融合領域担当専門官及び技術者育成振興専門官）
第三十八条　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び技術者育成振興専門官それぞれ一人を置く。	**第三十八条**　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官、新分野・融合領域担当専門官及び技術者育成振興専門官それぞれ一人を置く。
2～6　［略］	2～6　［同上］
［項を削る。］	7　新分野・融合領域担当専門官は、新たな分野及び横断的な分野に関する教育の振興に係る専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（大学振興課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。
7　［略］	8　［同上］
（大学病院支援室並びに企画官、薬学教育専門官、看護教育専門官、介護福祉人材育成専門官、がん医療人材育成専門官及び地域医療人材育成専門官）	（大学病院支援室並びに企画官、薬学教育専門官、看護教育専門官、介護福祉人材育成専門官、がん医療人材育成専門官及び地域医療人材育成専門官）
第三十九条　医学教育課に、大学病院支援室並びに企画官、薬学教育専門官、看護教育専門官、介護福祉人材育成専門官、がん医療人材育成専門官及び地域医療人材育成専門官それぞれ一人を置く。	**第三十九条**　医学教育課に、大学病院支援室並びに企画官、薬学教育専門官、看護教育専門官、介護福祉人材育成専門官、がん医療人材育成専門官及び地域医療人材育成専門官それぞれ一人を置く。
2　［略］	2　［同上］
3　大学病院支援室に、室長及びエイズ・感染症医療専門官一人を置く。	3　大学病院支援室に、室長並びに病院支援専門官及びエイズ・感染症医療専門官それぞれ一人を置く。